

保育料の多子軽減とは・・・

入所児童(保育園等に通われているお子さま)と世帯を同じくする未就学の兄・姉が、認可幼稚園・保育園・地域型保育事業(家庭的保育)・特別支援学校幼稚部・児童発達支援等の通所部」に入所した場合は、保護者の申請に基づいて保育料の軽減が図られます。

よくある質問

Q1 多子軽減の対象となる施設は、どこですか。
A1 幼稚園、保育園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、児童心理治療施設が、多子軽減の対象となる施設です。
Q2 兄・姉が米軍基地内の施設に通っています。多子軽減の対象となりますか。
A2 多子軽減の対象とはなりません。
Q3 兄・姉が認可外保育園に通っています。多子軽減の対象となりますか。
A3 多子軽減の対象とはなりません。
Q4 3月まで、多子軽減をうけていました。兄・姉は4月以降も同じ園に通園しています。多子軽減の申請は、必要ですか。
A4 多子軽減の申請は、年度毎に必要なになります。多子軽減申請書と在園証明書(4月以降の在園を証明するもの)を提出してください。 提出が5月以降になってしまった場合でも、4月にさかのぼり多子軽減の対象とはしますが、保育料の還付等が生じることもありますので、早めのご提出をお願いします。
Q5 兄・姉が多子軽減の対象となる施設に入園(転園)しました。必要な手続きは何ですか。
A5 多子軽減申請書と在園証明書を提出してください。在園証明書は、多子軽減の申請年度の在園を証明するものを添付してください。(在園証明書の証明期間については、下記の早見表を確認してください。) 兄、姉が入園された月から多子軽減の対象となります。(月途中の入園の場合は、翌月からとなります。)
Q6 兄・姉が多子軽減の対象となる施設を退園しました。必要な手続きは何ですか。
A6 申立書に退園したお子様(兄または姉)の名前、退園した園の名前、退園年月日を記入し、提出してください。退園日の翌月以降、多子軽減の対象からはずれます。 (*提出がないまま、後日、退園が判明した場合は、退園日にさかのぼって保育料が変更となりますので、提出忘れにご注意ください。)

申請年度 早見表

多子軽減をうけたい期間	申請年度 (*1申請年度に記入する年度)	在園証明書の証明期間
平成30年4月～平成31年3月	30年度	平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月の在園を証明するもの)
平成31年4月～平成32年3月	31年度	平成31年度 (平成31年4月～平成32年3月の在園を証明するもの)
平成32年4月～平成33年3月	32年度	平成32年度 (平成32年4月～平成33年3月の在園を証明するもの)

